

名古屋港管理組合請負工事監督要綱

平成 21 年 4 月 1 日訓第 10 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、工事施行規程（昭和 39 年訓令第 12 号。以下「施行規程」という。）に基づき、本組合が行う工事の監督について必要な事項を定め、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の適正かつ効果的な施工の確保及び品質の確保を図ることを目的とする。

(監督職員)

第 2 条 監督職員は、施行規程第 11 条に規定する者とする。

2 監督職員の業務分担は次のとおりとする。

- (1) 総括監督員 監督総括業務を担当する。
- (2) 主任現場監督員 現場監督総括業務を担当する。
- (3) 現場監督員 一般監督業務を担当する。

(監督の留意事項)

第 3 条 監督職員は、次の事項に留意し、工事の適正な施工に努める。

- (1) 工事目的及び内容の把握
- (2) 関係法令、関係基準等の遵守
- (3) 工事の進捗状況の把握
- (4) 受注者への指示事項等の処理
- (5) 安全の確保
- (6) 災害その他緊急時の措置
- (7) 地元関係者等との協調
- (8) 工事現場周辺の環境の保全

(監督の技術的基準)

第 4 条 監督職員が、監督を行うに当たって必要な技術的基準は、名古屋港管理組合請負工事監督基準によるものとする。

(監督に関する図書)

第 5 条 監督職員は、次の書類及び帳簿等を備え、これを整理し監督の経緯を明らかにするものとする。

- (1) 設計書
- (2) 仕様書
- (3) 監督記録簿
- (4) 現場代理人等通知書
- (5) 工事記録
- (6) 工事記録写真
- (7) 材料試験成績表
- (8) 施工計画書
- (9) 施工体制台帳・施工体系図（必要な場合のみ）
- (10) 打合簿
- (11) その他必要な書類

(工事進捗状況の把握)

第6条 監督職員は、工事の進捗状況に留意し、受注者が常に適切な工程管理を行うよう指示するとともに、必要に応じ工事の進捗状況について建設部長に報告するものとする。

(監督記録簿の整備)

第7条 監督職員は、指示、協議、承諾、立会い、確認、検査その他の監督業務の内容及び監督をした状況で必要な事項について監督記録簿に記入し、整備しておくものとする。

(工事記録の確認)

第8条 監督職員は、施工状況を把握し、工事の適正な監督を図るため受注者に工事記録を提出させ、これを確認しなければならない。

2 工事記録には関係法令、関係基準等による手続、指示、協議、承諾、立会い、確認、検査その他施工上重要な事項について記入させるものとする。

(工事記録写真)

第9条 監督職員は、工事の各施工段階における施工状況及び工事完成後外部から確認できない部分の施工状況については、その状況を確認できるよう受注者に工事記録写真等により整理させるものとする。

(材料の検査)

第10条 監督職員は、工事用材料で試験又は検査が必要と認めるものについては、使用前に品質、寸法及び数量を確認するものとする。

2 監督職員は、工事用材料のうち前項に規定する試験又は検査（以下この項において「検査等」という。）を済ませたものと済ませていないものに完全に区別させ、検査等の結果不合格となったものについては、遅延なく工事現場外に搬出させるものとする。

(立会検査)

第11条 監督職員は、仕様書等に監督職員の立会いの下に施工するものと指定された工事について、立会検査を行うものとする。

2 監督職員は、施行規程第24条に規定する工事の立会いが困難な場合は、立会検査に代えて受注者に工事記録写真等を提出させ、確認するものとする。

(検査又は立会いの要求)

第12条 監督職員は、検査又は立会いが必要な場合において、受注者から検査又は立会いの要求があった場合は、7日以内にこれに応じなければならない。

(貸与品及び支給材料)

第13条 監督職員は、貸与品を受注者に貸与する場合又は支給材料を受注者に支給する場合においては、受注者の立会いの下に引き渡すものとする。この場合において、監督職員は、借用書又は受領書を徴するものとする。

(発生材料の措置)

第14条 監督職員は、工事の施工に伴い発生材料が生じたときは、受注者からその内容を明らかにした現場発生品調書を徴するものとする。

(指示等の方法)

第15条 監督職員は、受注者への指示等については、必要により現場状況を把握した上で適切に行うものとする。

2 前項の指示等は打合簿により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他特別な理由があるときは、監督職員が口頭による指示等を行った後、打合簿により受注者と指示内容等を確認するものとする。

(関連工事の調整)

第16条 監督職員は、工事の施工上密接な関連にある他の工事との調整を必要に応じて行うものとする。

附 則

この訓は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓第2号）

この訓は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和元年訓第4号）

この訓は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年訓第8号）

この訓は、令和3年7月30日から施行する。

附 則（令和7年訓第8号）

この訓は、令和7年4月1日から施行する。